

確認申請書第三面， 建築計画概要書第二面（注意事項）



■ 盛土規制法の規制区域

（令和 7 年 4 月 1 日以降）

（第三面） ←

建築物及びその敷地に関する事項 ←

【1. 地名地番】 ←

【2. 住居表示】 ←

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 ←

☐都市計画区域内（☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定）

☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外 ←

【4. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし ←

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 ←

（旭川市内の場合）

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

※必ずいずれかの区域の記載が必要になります。

規制区域は、都市計画課へご確認ください。

また、市街化区域は全域が宅地造成等工事規制区域になります。